

龍郷町事務 支援室だより



Na208 号 2021 年 2 月発行 (発行責任者) 龍郷町学校事務支援室

2月ももう終わりが近づき、異動の話で持ちきりではないでしょうか。今回は異動の際に必要になってくる手続きについて確認してみようと思います。



異動のポイント~引越し編~



					_ / /	
種類	引っ越し前			引っ越し後		
	届出先	用意するもの	備考	届出先	用意するもの	備考
転出(入)届	市町村役場	□ 印鑑□ 本人確認できるもの□ マイナンバーカード		市町村役場	□ 印鑑□ 本人確認できるもの□ 転出証明書□ マイナンバーカード(カードの住所変更も必要なため)	14日以内に手続き を行う。また、 <u>住</u> 民票取得の際はマ イナンバー記載な しのものを取る。
印鑑登録関係	市町村役場	□ 実印 □ 印鑑登録証	_	市町村役場	□ 実印 □ 本人確認できるもの	_
国民年金	市町村役場	□ 印鑑□ 年金手帳□ マイナンバー確認書類	4月以降に学校で 働く予定のない 方,健康保険に関 しては上記に加え	市町村役場	□ 印鑑 □ 年金手帳 □ マイナンバー確認書 類	4月以降に学校で 働く予定のない 方,健康保険に関 しては上記に加え
国民健康保険	市町村役場	□ 国民健康保険証 □ 本人確認できるもの □ マイナンバー確認書 類	て任意継続の予定 がない方のみ手続 き	市町村役場	□ 印鑑□ 本人確認できるもの□ マイナンバー確認書類	- Anne
児童手当	市町村役場	□ 印鑑	4月以降に学校で 働く予定のない方 のみ手続き	市町村役場	□ 印鑑 □ 申請者の預金通帳の 写し □ マイナンバー確認書 類	4月以降に学校で 働く予定のない方 のみ手続き
電気	九州電力		電話連絡またはイ ンターネット手続 き	九州電力	□ お客様番号 (電気料金票に記載)	安全ブレーカーを 「入」にして使用 開始の連絡
水道	管轄の水道局	_	電話連絡	管轄の水道局	_	電話連絡
ガス	ガス会社	_	電話連絡	ガス会社	_	電話連絡
NHK	直轄営業所	-	電話連絡またはイ ンターネット手続 き	直轄営業所	_	_
転校届 (公立小中)	在学中の小中 学校	H	<u>在学証明書と教科</u> 用図書給与証明書 を交付してもらう		□ 入学通知書 □ 在学証明書 □ 教科用図書給与証明書	<u>転入手続きの際に</u> 役場で入学通知書 をもらう
郵便物の 転送手続き	郵便局	郵便局窓口においてある ストへ投函又はインター (届出から1年間の転送)			_	
運転免許証の 住所変更	-	CONTROL SERVICE STATE OF THE S	——————————————————————————————————————	管轄の警察署 最寄りの交番	□ 運転免許証 □ 新住所が確認でき る書類(住民票,消 印有効郵便物等)	住民票は返却されるので手当認定用として使用可。交番での住所変更は 県をまたがない引越のみ

他にも新聞の宅配契約関係,各種保険やクレジットカード,携帯電話,お持ちの預貯金口座の住所変更など様々な手続きがあります。早めの準備と計画的な手続きを行い,すっきりした気持ちで異動できるようにしておきましょう。



申告期間: 2/16(火)~4/15(木)

「年末調整」により納税額の調整が済んでいる方は確定申告は不要ですが、次のような場合、 確定申告をすることにより税金が還付されることもあります。

- ①災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に損害を受けた場合。
- ②病気やケガなどで多額の医療費を支出した場合。
- ③住宅借入金等を使って家屋の新築や購入、増改築等をした場合。(初年度のみ)
- ④特定の寄付をした場合。
- ⑤年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっている場合。



その年の1月1日~12月31日に一定額を超える医療費を 支払った場合は、確定申告をすることで『医療費控除』を受け ることができます!医療費控除について少し説明します。

対象となる医療費の要件

①自分又は自分と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること。 ②その年の1月1日~12月31日に支払った医療費であること。

対象となる金額

実際に支払った医療費の合計額 ― 保険金などで補填される金額 ― 10万円

生命保険給付などで支給される入院費給付金や健康保険などで 支給される高額医療費・家族療養費・出産育児一時金など

医療費控除を受けるための手続き

医療費控除に関する事項やその他の必要事項を記載した確定申告書を所轄税務署長に提出する か、電子申告(e-Tax)にて申告します。申告書には「医療費控除明細書」の添付が必要となっ ており,医療保険組合等から交付される「医療費通知」がある場合は,それを添付することによ り明細書の記載を省略することができます。

パソコンやスマホを使った e-Tax を利用すると、税務署に行かなくても自宅で申告がで きます。税務署で申告する場合、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「入場 **整理券」制度が導入されることになっています。**整理券は各会場で配布されますが、 LINE での事前発行もできるようなので、税務署へお早めにご確認ください。





人間ドックや健康診断の費用は、医療費控除の対象となりますか?

健康診断の費用は、疾病の治療を行うものではないので、原則医療費控除の対象とはな りません。しかし、健康診断等の結果、重大な疾病が発見され、且つその診断等に引き続 きその疾病の治療を行った場合には、その健康診断等は治療に先立って行われる診察と同様 に考えることができるので、その費用も医療費控除の対象になります。

医療費を補填する保険金等の額がまだ確定してない場合はどうすればいいですか?

医療費を補填する保険金等の額が、医療費を支払った年分の確定申告書を提出する時ま でに確定していない場合には、保険金等の見込額に基づいて計算します。後日補填される 保険金等の確定額と当初の見込額が異なる場合は、修正申告により訂正してください。